

平成30年7月25日

国民健康保険高齢受給者証の誤送付について

平成30年7月13日付で発送した「国民健康保険高齢受給者証」を誤って送付しましたので、公表します。

1. 事案内容

「国民健康保険高齢受給者証」を他の被保険者の方へ誤って送付しました。

2. 誤送付件数

1件

3. 判明の経緯

国民健康保険高齢受給者証（以下「高齢受給者証」という。）については、有効期間は1年間で、毎年7月31日をもって有効期間が満了することから、本市においては、平成30年8月1日から使用されるべき新たな高齢受給者証を作成し、同年7月13日に各被保険者あてに郵送しました。

しかしながら、発送業務における封入封かん作業を行う過程において、本件高齢受給者証1通を他の被保険者の方に送付すべき高齢受給者証と一緒に誤って同封して他の被保険者の方に送付してしまいました。

平成30年7月18日、本件高齢受給者証を受け取った他の被保険者の方から、本件高齢受給者証が誤って送付された旨の電話がありました。

翌19日に誤送付先の被保険者宅を訪問し事実確認できたことにより、本件が判明するに至りました。

【経緯概略】

- ・ 7月13日：各被保険者あてに発送。
- ・ 7月19日：誤送付先の被保険者に謝罪し、本件高齢受給者証を回収。
- ・ 7月19日：本件高齢受給者証を本来送付すべきであった被保険者の方に対し、誤送付の事実を電話にて報告の上、謝罪。
- ・ 7月20日：高齢受給者証を郵送。

- ・ 7月20日～24日：作成した高齢受給者証の総数と、発送までに抜き取った件数及び差し引き発送すべき件数の再確認を実施。

4. 原因

本件は、封入封かんする際の確認及び発送予定総数と発送数の確認が十分になされていなかったことを原因として発生したものです。

5. 再発防止策

封入封かん作業において、ダブルチェックなど複数の職員で確認し、細心の注意をはらうことなどを徹底することにより、再発防止に努めてまいります。

問い合わせ 河内長野市 保健福祉部 保険年金課
(0721-53-1111)